

様式第4号(第5条関係)

一般廃棄物収集運搬業許可証

住 所 島根県松江市八幡町882番地2

氏 名 アースサポート株式会社
代表取締役 尾崎俊也
(法人にあっては所在地、名称及び代表者の氏名)

令和4年6月28日付で申請のあった一般廃棄物収集運搬業について、次のとおり許可します。

令和4年7月5日

複写無効

南部町長 陶山清孝



- 1 許可番号 第73号
- 2 許可する期間 令和4年8月1日から令和6年7月31日まで
- 3 営業の種類 ごみの収集運搬
- 4 営業する区域 南部町一円
- 5 車両の種別及び台数 裏面記載のとおり
- 6 廃棄物の処分地及び処分方法 可燃物：南部町・伯耆町清掃施設管理組合クリーンセンター
(南部町法勝寺22番地1)
不燃物：鳥取県西部広域行政管理組合 リサイクルプラザ
(伯耆町口別所630番地)
において焼却及び選別・埋立て処分
- 7 許可の条件 裏面記載のとおり

一般廃棄物収集運搬業条件

- 1 営業は自ら行うのもとし、その全部、又は一部を第三者に請け負わせ、または委託してはならない。
- 2 収集運搬車には、車体の両側に業者名並びに許可の種別及び許可番号を表示すること。
- 3 営業にあたっては、関係法令、条例等に違反する行為を行ってはならない。また、走行中は積載物の飛散を防止する措置をとること。
- 4 営業として行った収集運搬量を南部町に報告すること。
- 5 許可証の取扱いについて、次のことを守ること。
 - (1) この許可証を他人に貸与、又は譲渡しないこと。
 - (2) 廃業その他で、この許可証が不要となったときは、ただちに返納すること。
 - (3) 車両、住所等許可証の記載事項に変更が生じたとき、また許可証をき損、及び損失したときは、ただちに届出すること。
 - (4) その他町長の指示する事項に従うこと。

複写無効

許可車両

	車両登録番号	最大積載量 (kg)	車体の形状	収集運搬許可物	備 考
1	島根800 さ8335	2, 000	塵芥車	可燃ごみ 不燃ごみ	平成28年6月 30日登録
2	島根800 さ4121	1, 900	塵芥車	可燃ごみ 不燃ごみ	平成22年9月 24日登録
3	島根800 さ8360	2, 000	塵芥車	可燃ごみ 不燃ごみ	平成28年7月 27日登録
4	島根100 さ8655	3, 850	コンテナ車	可燃ごみ 不燃ごみ	平成28年3月 23日登録
5	島根400 せ1238	2, 000	コンテナ車	可燃ごみ 不燃ごみ	平成28年4月 19日登録
			以 下 余 白		